

とりしん アグリローン 農力II

／長期返済で資金繰りにゆとりを！／
／兼業の方もご利用頂けます！／



融資金額

3,000万円（個人の場合）

6,000万円（法人の場合）



融資期間

運転資金 10年以内

機械・設備資金 20年以内



返済方法

元金均等返済

（毎月、3ヵ月毎、6ヵ月毎、1年毎）



取扱店舗

鳥取県内の本支店

（浜坂支店、湯村支店ではお取り扱いできません）



審査の結果、ご要望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
その他、お申込みには諸条件があります。

詳しくは、裏面の商品概要説明書または
各営業店・フリーダイヤルへお気軽にご相談ください。



0120-267-104

受付時間：9:00～17:00

（ただし、土・日・祝日、振替休日、年末年始は除きます）

 鳥取信用金庫
<https://www.shinkin.co.jp/torishin/>

2023年4月26日現在
（子-金-融-B-797）

とりしんアグリローン「農力Ⅱ」

2023年4月26日現在

商 品 名	とりしんアグリローン「農力Ⅱ」
ご 利 用 い た だ け る 方	鳥取県内に住所を有し、農業を営む個人または法人で、以下の要件を全て満たす方。 (1) 次の①～⑨のうち、いずれかに該当する方 ①農業（「畜産業」及び「養蚕業」を含む）を営む方及び農業に従事している方 ②農協、農協連合会 ③農事組合法人 ④農業共済組合及び同連合会 ⑤土地改良区及び同連合 ⑥たばこ耕作組合 ⑦農業振興事業協同組合 ⑧農業振興民法法人 ⑨農業協同会社 ※ただし、個人の場合は完済時満年齢75歳以下の方 (2) 農業経営もしくは従事年数が1年以上あること。 (3) 鳥取県農業信用基金協会の保証を得られる方 ※兼業の方で主たる業種が農業でない方であっても、上記の要件を全て満たせばご利用頂けます。
取 扱 店 舗	浜坂支店、湯村支店を除く鳥取県内の本支店
お 使 い み ち	農業経営に必要な運転資金及び機械・設備資金（借換資金は対象外）
融 資 金 額	認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく 農業経営改善計画の市町村の認定を 受けた農業経営者・農業生産法人 個人 3,000万円以内（認定農業者 3,600万円以内）法人 6,000万円以内（認定農業者 7,200万円以内）
融 資 期 間	運転資金 10年以内 機械・設備資金 20年以内
融 資 利 率	当金庫所定の金利（変動金利） 借入後の利率は基準金利（当金庫新長期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げまたは引き上げられます。 ※別途、鳥取県農業信用基金協会への保証料が必要となります。
返 済 方 法	元金均等返済（毎月、3ヵ月毎、6ヵ月毎、1年毎） ※ご返済日は毎月5日、10日、15日、20日、25日のいずれかとなります。
担 保	原則不要です。
保 証 人	(1) 個人の場合、原則不要とします。 (2) 法人の場合、「経営者保証に関するガイドライン」により協議させていただきます。
手 数 料	繰上返済時およびその他条件変更時には、別途手数料がかかる場合があります。
延 滞 損 害 金	年14.6%
融 資 形 式	証書貸付
金利情報の入手方法	ホームページに表示しています。または当金庫の本支店までお問合せください。
返済試算額の入手方法	店頭にてお申し出いただければ返済額を試算いたします。
そ の 他	○ご契約の際に、ローン契約書にご融資金額に応じた印紙を貼付いただきます。 ○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○詳しい条件、手数料、金利等につきましては、本支店までお問い合わせください。
苦 情 処 理 措 置	本 商 品 に 関 す る 苦 情 等 は 、 当 金 庫 営 業 日 に 、 お 取 引 の 店 舗 も し く は 本 部 お 客 様 相 談 窓 口（9時～17時、電話：0120-260-262）までお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。



鳥取信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/torishin/>